

平成25年第2回砂川市議会臨時会

平成25年8月19日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告  
開議宣告  
日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第 1号 工事請負契約の締結について  
閉会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
    小黑 弘議員  
    沢田 広志議員  
議事日程報告  
日程第 2 会期の決定  
    自 8月19日           1日間  
    至 8月19日  
日程第 3 議案第 1号 工事請負契約の締結について

○出席議員（13名）

議 長	東 英 男 君	副議長	飯 澤 明 彦 君
議 員	一ノ瀬 弘 昭 君	議 員	増 山 裕 司 君
	増 井 浩 一 君		水 島 美喜子 君
	多比良 和 伸 君		土 田 政 己 君
	小 黒 弘 君		北 谷 文 夫 君
	尾 崎 静 夫 君		沢 田 広 志 君
	辻 勲 君		

○欠席議員（1名）

議 員 増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会委員長	高橋仁美
砂川市監査委員	奥山昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
市立病院長	小熊豊
総務部長 兼会計管理者	湯浅克己
市民部長	高橋豊
経済部長	佐藤進
経済部審議監	田伏清巳
建設部長	金田芳一
建設部審議監	古木信繁
建設部技監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	熊崎一弘

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	河端一寿
事務局次長	高橋伸二
事務局主幹	佐々木純人
事務局係長	杉村有美

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 東 英男君 ただいまから平成25年第2回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 東 英男君 本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。  
事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、小黒弘議員及び沢田広志議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、8月19日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 工事請負契約の締結について

○議長 東 英男君 日程第3、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、北谷文夫議員の退席を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

〔北谷文夫議員退場〕

再開 午前10時02分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を再開します。

議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第1号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

提案の理由は、総合体育館耐震改修等建築主体工事について請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、1、工事名は、総合体育館耐震改修等建築主体工事。

2、請負金額は、3億303万円。

3、工事期間は、契約締結の翌日から平成26年8月29日まで。

4、契約の相手方は、三鈿・北谷経常建設共同企業体で、代表者、砂川市東1条南18丁目1番31号、三鈿建設株式会社代表取締役社長、三塚郁夫。

5、構造、規模は、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積4,747平方メートルであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、総括質疑を行いたいと思います。

まず、1点は、工事期間についてお伺いをしたいのですけれども、契約締結の翌日からということはいつからになるのかをまずお伺いをします。

それから、もう一点目は、今回の当該工事は来年にまたがる工事になるということになりますけれども、来年4月1日からは消費税の増税が3%、まだはっきり決まっているわけではなさそうですが、3%予定されているのですけれども、この請負契約においての消費税の関係はどのようになっていくものなのかをお伺いします。そして、その根拠、どうしてそうなるのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 2点の質問につきましてご答弁を申し上げます。

まず、1点目の工事期間についてでありますけれども、工事期間につきましては先ほど提案説明の中でもご説明申し上げましたとおり契約締結の翌日からという形になっておりますので、本日議会の議決後に契約を締結するという予定になっておりますので、工事期間につきましては平成25年8月20日、あすから平成26年8月29日までの工期となっているところでございます。

続きまして、2点目の消費税の増税に関する工事請負契約との関連についてご答弁を申

し上げます。本工事請負契約につきましては、工事期間が現在予定されております消費税等の税率改正の施行日であります平成26年4月1日以降の平成26年8月29日までとなっているところでありますけれども、消費税法等の改正においては平成25年10月1日前に締結した工事の請負契約等に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等が行われる場合には当該課税資産の譲渡等に係る消費税等の税率は現行税率とする経過措置が講じられておりますので、消費税等の額の変更は生じないものであります。基本的には平成25年9月30日までに契約したものにつきましては、平成26年4月1日以降に引き渡しが行われたものにつきましても現行税率という形の対応となっているところでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 まず、1点目の工事期間の関係なのですけれども、今部長のお話ですと、8月20日、あしたからということのようです。今まで総務文教でも、あるいは議会、委員会等でも総合体育館の耐震改修工事の工期期間というのは10月1日からというふうにならずと言われてきているのです。それで、どうしてこの10月1日が今まで工期期間と言っていたのに、今回こうやって締結される、仮契約なのでしょう、このときは8月20日からということになるのか。つまりそれは、総合体育館というのは本当に6万人もの人たちが利用しているところですから、休館するというのはなるべく短いほうがいいわけで、それをずっと教育委員会言い続けてこられて、10月からということで今まで報告をそういうふうにしてきたと思うのですけれども、今回これを見ると8月20日からということになりますと、その辺の心配がどうなっていくのかなというふうにするものから、もう少し詳しくお伺いをしたいというふうに思います。ここに持っているのは、総合体育館の改修工事の全体工程表というのがあるわけですが、まさにその10月からインフラ整備というふうには、これしか説明が今までなかったものから、その辺のところ、2カ月早まってくるというのはやっぱりちょっと大変になってくるのかなということもあると思いますので、お伺いをしたいと思います。

それから、消費税の関係なのですけれども、要するに9月30日前の契約だと引き渡しが来年になっても今の消費税のまんま、つまり5%のまんま、来年3%上がっても5%のまんまでいいということなのですね。ちょっとこれ立場を変えてということになると、発注する市のほうは消費税が上がっても5%のまんまだからいいわということになると思うのですけれども、受ける業者さんのほうにしてみると、これちょっと教えてほしいのですけれども、つまり多分同じようなことだと思うのです。今の根拠をお伺いしたのだけれども、消費税増税法のところですよ、その根拠というのは。そうすると、今度受ける側とするいろいろなもの発注するときに消費税がかかっていくわけなのですけれども、それこそ9月30日までに全部、部材なんかを全部発注してしまえば多分5%のまんまでいけるのだらうと思いますけれども、2年にまたがる工事というのはそう簡単にはいかないだ

ろうと思うわけです。そうなってくると、来年冬を過ぎてまた工事をやったり、いろいろな部分で来年消費税が上がった段階で発注しなければならないというようなことも、というより10月1日以降に発注しなければならないということもあり得るのだろうというふうに思うのです。そのときは、請け負った側は8%を払わなければならないだろうと。ということというのを契約というか、今回の入札のときに少し考慮したというか、考えられたのかどうかということをお伺いをしたいなというふうに思うのです。

それで、総合体育館というのは、構造上鉄骨、屋根なんか特に鉄骨だけで組み合わせになっているわけですから、なかなか小中学校の耐震でこういう補強材を入れれば済むというものではきっとない難しい工事なのだろうと思うのです。今違う質問に入っているのですけれども、それでこれまで耐震化工事の簡単な図面すらも我々は見えていないので、どんなふうな形になって工事が進められていくかというのは実は全くわかっていないのですけれども、特にああいう広い空間のある体育館という耐震工事というのは非常に難しい工事らしくて、そういうことも含めて私は全面的に建てかえということもこの前はお話をしたのですけれども、つまり屋根トラスの補強が特に難しい。下手をすると、部材を補強するためにどんどん重さが増して屋根が落ちるなんていうことだって考えられるというふうな話もあるわけです。そこで、今回契約を締結するに当たっての質問になるのですけれども、果たしてそういう難しい耐震改修工事について発注者としての市の管理監督の責任というのは十分果たせるような形になっているのかどうかなのですけれども、これはとても大事な話だなというふうに自分が勝手に思っているのですけれども、その辺もあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 建設部技監。

○建設部技監 山梨政己君（登壇） 何点かご質問いただいたのですけれども、ちょっと答弁のほうは前後するかもしれませんが、まず消費税の話からさせていただきたいと思えます。市と元請の工事に関しては、先ほど総務部長が答弁したとおり指定日の前日までに契約すれば現行の税率でということなので、下請に関しても同じように9月30日までに契約されれば現行の税率が適用されるというふうになっております。そして、下請等々、工期も長いものですので、資材の搬入等々、議員さんご心配されているとおりすぐに決まるかどうかということもあるものですから、総合体育館の利用に関してはもう既に10月から利用が制限されますよということで周知していますし、当然入札に当たっては現場説明要項書というのを配っていきまして、その中で9月30日までは一般利用して10月から現場にかかってくださいよということになっていますので、今回通常より早目の工期を設定させていただいたというのは、元請と私たち市との関係については5%でいくのですけれども、言ってみれば消費税が上がったときに元請と下請のそういう消費税に関する増税の影響が出ないように、上がった場合の準備を早目にできるようにということで今回積算も発注も早目に予定してこういう形で提案させていただいているということでもあります。

それと、補強工事の難しさ、これは確かに大変難しいものでありまして、今鉄骨業もかなり忙しいというのあるのですけれども、公共工事自体は鉄骨の工事をやる業者にランクがあるのであるのですけれども、一番上のHグレードの業者で対応しなければならないですし、もちろん施工業者としては当然技術的にもすぐれていますし、市の監督の心配をされていたけれども、当然私たちも1級建築士の者が現場監督ということで対応できるというふうに考えております。

大きくは3点ほどだったと思いましたがけれども、よろしかったでしょうか。

○小黒 弘議員 終わります。

○議長 東 英男君 他に発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 東 英男君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで平成25年第2回砂川市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時18分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年8月19日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員